

鹿島グループの皆さまへ

保険に
入るなら

団体扱・団体契約がお得です

保険は人生で「住宅の次に大きな買い物」といわれています。十分に検討のうえ、本当に必要なものに適切な内容で加入することが大切です。ただ、一口に保険といっても、さまざまな商品とその加入のための窓口があり、迷ってしまう方も多いのではないのでしょうか。

かたばみは、皆さまの身近な存在としてご相談を承ります。どうぞお気軽にお問合わせください。

こんな時はこんな保険を

Q: 自転車で走行中に他人にケガを負わせた、他人の物を壊したときは？

A: 日常生活賠償特約(他の保険に特約をセットして引き受けます。)

Q: 車やバイクを購入したときは？

A: 自動車保険

Q: ケガや病気で、入院・手術をしたり、また、就業障害となり収入が減少したときは？

A: 傷害保険、医療保険、がん保険、GLTD(団体長期障害所得補償保険)

Q: 賃貸住宅や社員寮・社宅に入居したり、住宅を購入したときは？

A: 火災保険、地震保険

Q: 老後の備えを考えたときは？

A: 介護の保険、個人年金保険



かたばみで保険に加入する主なメリットは

- 鹿島グループ社員一人ひとりのライフステージに合わせたコンサルティングにより、皆さまのニーズに合った保険を見つけられる。
- 鹿島グループ団体のスケールメリットを活かした保険料の割引が充実しており、保険料は給与控除で手続きが簡単。
- 中途退職、定年退職後も、各種損害保険の団体割引のメリットが享受できる。
- 当社で加入された保険は一元管理するため、内容の確認・変更、保険金請求等、円滑に対応できる。(一部の生命保険を除く)

〔取扱代理店〕 鹿島グループの保険代理店(損害保険・生命保険取扱)

株式会社かたばみ

かたばみ 保険

検索

連絡先は最終面をご覧ください

団体扱・団体契約はメリットがいっぱい

団体扱とは

従業員の方と保険会社との個々の契約ですが、団体（企業）が集金者として契約者（従業員）の給与から保険料を集金し、保険会社に払い込む契約方式です。

（右ページ以降の、1.自動車保険、2.火災保険が、「団体扱」です。）

団体契約とは

団体（企業）と保険会社が契約し、従業員を加入者および被保険者とする契約方式です。

保険料は上記と同じく、給与から集金されて保険会社に払い込まれます。

（右ページ以降の、3.傷害保険、4.医療保険、5.GLTD、6.スキー・スノーボード保険、7.ゴルファー保険、8.テニス保険、9.介護の保険が、「団体契約」です。）

1 保険種目ごとに割引が適用されます

- ・ **団体扱 自動車保険 → 大口団体割引**
（保険会社により割引率が異なります。）

25%: あいおいニッセイ同和損保

25%: 損害保険ジャパン

20%: 東京海上日動

9%: 三井住友海上

- ・ **団体扱 火災保険 ※**

→ **大口団体割引: 10%**

※引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損保に限ります。

- ・ **団体保険 i-deer 傷害、i-deer 疾病、
スキー・スノーボード、ゴルファー、テニス**

→ **32.5%** (団体割引25%、損害率による割引10%)

- ・ **団体保険 GLTD**

→ **(組合員): 団体割引15%**

→ **(非組合員): 団体割引25%**

(注)各割引率は、その種類ごとの条件(ご契約台数・ご契約件数・加入人数・損害率)をもとに毎年見直され、変動する場合があります。

2 保険料は給与控除で手間いらず

保険料は給与から控除されますので、払込み忘れもなく、面倒な手続きも不要です。また、給与控除前でも始期日(加入日)以降は保険が有効になるため安心です。(一部商品を除きます)

3 ご家族もご加入いただけます

ご家族のお車や、所有する住宅・家財、ご家族自身を補償の対象としてご加入いただくことができます。詳細は下記(加入要件)をご確認ください。

4 ご退職後も本制度が利用できます

自動車、火災、i-deer 傷害、i-deer 疾病、ゴルファー保険、介護の保険については、口座振替払いとすることにより、引き続き本制度(割引)がご利用いただけます。

(注)ご退職者本人のご逝去後は、本制度(割引)の対象外となります。

〈加入要件〉

- ・ 団体扱契約(自動車保険、火災保険)をご契約いただくには、以下の①～③の条件すべてが該当する場合に限りです。

①申込人(保険契約者): 鹿島建設またはグループ会社に勤務され、毎月給与の支払を受けている方(退職後も保険料の払込方法を口座振替に変更することで継続可能です。)

②記名被保険者(補償の対象となる方): 保険契約者、保険契約者の配偶者(注1)、保険契約者またはその配偶者(注1)の同居の親族(注3)・別居の扶養親族(注3)

③保険の対象(自動車、建物・家財等)の所有者: 保険契約者、保険契約者の配偶者(注1)、保険契約者またはその配偶者(注1)の同居の親族(注3)・別居の扶養親族(注3)

- ・ 団体契約(GLTDを除く)の被保険者(補償の対象となる方)ご本人の範囲は、以下のとおりです。(i-deer 傷害ファミリープランの場合⑥を除きます) 鹿島グループ各社の①役員・従業員、②配偶者(注1)、③子ども(注2)、④両親、⑤兄弟姉妹、⑥役員・従業員・退職者ご本人と同居している親族(注3)(注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2) 子どもには、ご本人と養子縁組した子も含まれます。

(注3) 親族とは、ご本人と6親等以内の血族および3親等内の姻族をいいます。

団体扱・団体契約を利用できる主な保険

1. 自動車の保険

大口団体割引※

25%: あいおいニッセイ同和損保
25%: 損害保険ジャパン
20%: 東京海上日動
9%: 三井住友海上

※2026.2.1~2027.1.31の間に始期を有するご契約に適用されます。割引率はその団体のご契約台数と損害率をもとに毎年見直されます。



任意保険(自動車保険)

強制保険である自賠責保険の支払額を超える対人賠償、また、自賠責保険では対象とならない対物賠償、ご自分のケガや車両等を補償するのが任意保険で、一般的に「自動車保険」と呼ばれるものです。

自動車の所有・運転には大きな責任が伴います。万が一に備え任意保険はしっかりした補償内容で契約することが重要です。

2. 建物や家財の保険

大口団体割引10%(あいおいニッセイ同和損保のみ)

※2025.10.1~2026.9.30の間に始期を有するご契約に適用されます。割引率はその団体のご契約件数をもとに毎年見直されます。

火災保険

皆さまの所有する住宅建物や家財道具が、火災や落雷、風災・水災・雪災、または盗難などにより損害を受けた場合に保険金が支払われるのが火災保険です。賃貸住宅にお住まいの方が、貸主(建物オーナー)に対する損害賠償に備える「借家賠償・修理費用特約」など、用途に応じた豊富なオプション特約もあります。なお、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害については、火災保険だけでは補償されません。別途、地震保険のご加入が必要です。

(注1) お客さまの契約内容によって、火災保険で地震火災費用保険金、建物全壊時一時金、特定非常災害等避難時一時金が支払われる場合があります。

(注2) 地震保険は単独ではご加入できません。必ず火災保険とセットで契約いただきます。

(注3) 地震保険には団体扱による割引は適用されません。



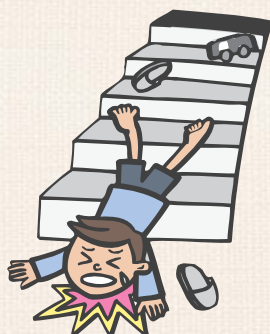
3. ケガの保険

割引32.5%(団体割引25%、損害率による割引10%を適用)

傷害保険(i-deer傷害プラン)

24時間国内・国外を問わず、日常生活・レジャー等さまざまな事故でのおケガを対象に保険金が支払われます。補償は、傷害死亡・後遺障害、入院・手術、通院と幅広く、一日の通院でも対象となります。

また、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に備える「日常生活賠償補償(3億円)」をはじめ、豊富なオプション特約があります。



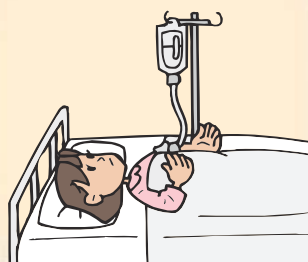
4. 入院(病気)に備える保険

割引32.5%(団体割引25%、損害率による割引10%を適用)

医療保険(i-deer疾病プラン)

病気による入院時の出費等に備える保険です。入院や約款所定の手術を受けた場合に契約時に定めた保険金が支払われます。八大疾病一時金補償特約をはじめ豊富なオプション特約があります。

※i-deer疾病プラン以外の商品をご提案することも可能ですので、詳しくは当社にお問合わせください。



5. GLTD(団体長期障害所得補償保険)

・組合員(契約者:鹿島建設(株)社員組合): 団体割引15%

・非組合員(契約者:鹿島建設(株)人事部): 団体割引25%

ケガや病気により長期間、就業できなくなってしまう場合や、一部復職後でも収入が20%超減少した場合に、その減少割合に応じて最長60才まで所得を補償します。(WEB募集)

次ページに続く➡



6. スキー・スノーボード保険 割引32.5% (団体割引25%、損害率による割引10%を適用)

スキー・スノーボード中のケガ、賠償事故、用品の破損や盗難を補償します。(WEB募集)

7. ゴルファー保険 割引32.5% (団体割引25%、損害率による割引10%を適用)

ゴルフ中のケガ、賠償事故、用品の破損や盗難を補償します。ホールインワン、アルバトロスに備える補償もお選びいただけます。(WEB募集)

8. テニス保険 割引32.5% (団体割引25%、損害率による割引10%を適用)

テニス中のケガ、賠償事故、用品の破損や盗難を補償します。(WEB募集)

9. 介護の保険

(団体総合生活保険 介護補償) 引受保険会社：東京海上日動火災保険

割引40% (団体割引20%、損害率による割引25%を適用)

団体保険期間：2025年8月1日午後4時から2026年8月1日午後4時まで

加入者保険期間：ご加入日の午前0時から2026年8月1日午後4時まで

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします。(WEB募集)

保険に関するさまざまなお悩みをどうぞお気軽にご相談ください。

当社は、昭和16年鹿島の関連会社第一号として、山林管理経営と保険代理業務を目的として設立されました。現在は、緑化造園工事・緑地管理、損害保険・生命保険代理業を中心に安定した業績を上げております。

保険本部は、蓄積した豊富なノウハウをフルに活用したリスクコンサルティングや、さまざまな保険会社の中から目的やライフプランに合った保険商品のご提案、そして万が一の事故の際には、迅速かつ誠実な対応により、保険という心の支えをご提供することによって皆さまのお役に立てるよう、今後も一層のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

(株)かたばみ保険本部 全国事業所一覧

本 社	電話 03-5413-8115 FAX 03-5413-8120	〒107-8638 東京都港区元赤坂1-5-8 虎屋第2ビル
札幌営業所	電話 011-231-5186 FAX 011-231-7663	〒060-0002 札幌市中央区北二条西4-1-3 札幌三井JPビル10階
東北営業所	電話 022-262-0478 FAX 022-268-1519	〒980-0021 仙台市青葉区中央3-4-12 NANT仙台南町ビル4階
横浜営業所	電話 045-345-6590 FAX 045-345-6591	〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル8階
名古屋営業所	電話 052-307-5100 FAX 052-307-5101	〒460-0003 名古屋市中区錦2-20-15 広小路クロスタワー19階
大阪営業所	電話 06-6946-7518 FAX 06-6946-7519	〒540-0001 大阪市中央区城見2-2-22 マルイトOBPビル12階
広島営業所	電話 082-553-7980 FAX 082-553-7981	〒732-0814 広島市南区段原南1-3-53 広島イーストビル10階
九州営業所	電話 092-472-1817 FAX 092-472-3216	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-12-10 鹿島建設九州支店内

【団体扱・団体契約制度引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損保 三井住友海上 東京海上日動 損害保険ジャパン
東京海上日動あんしん生命 三井住友海上あいおい生命 SOMPOひまわり生命 メットライフ生命
アフラック生命 他

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず各社商品パンフレットおよび「重要事項のご説明」等(保険会社によって名称は異なります)をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、当社または引受保険会社までご請求ください。ご退職等に伴う団体扱特約失効時の取扱いやご不明な点につきましては、当社または引受保険会社にお問合わせください。